



# うるま市都市計画マスタープラン



平成22年3月  
うるま市



## ごあいさつ



うるま市は、平成17年4月1日に4市町が合併し、豊かな自然と歴史文化をあわせ持つ沖縄県全域および中部圏域の中核的な役割を担うことが求められる都市として、新たな歴史を歩み始めました。

合併により、新うるま市として一体的な都市形成が求められることになりましたが、合併以前の4市町の都市計画マスタープランを踏まえ、それぞれの地域が持つ特色ある自然や資源などの調和を図りつつ、本市としての新たな将来ビジョンをもってまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、上位計画であります市総合計画や市国土利用計画等との整合性を図り、まちづくり三法や景観法制定など新たな時代に対応した法制度の改正や少子高齢化社会への対応、地球温暖化の進行等による環境問題への対応といった社会的背景を踏まえた都市づくりが必要となっております。

こうした中、本市では、土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備といった個別の都市計画に関する事項について、将来のまちづくりの方針を明らかにする「うるま市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本マスタープランでは、将来都市像を「人・自然・歴史文化の調和する、活力ある都市」と定め、生活空間と豊かな自然、歴史や伝統文化が息づく空間が、それぞれを尊重しあいながら存続、持続しながら発展した活力ある都市の実現を目指すこととしております。

今後は、市民の皆さまと一体となって安全で住み良いバランスのとれた都市づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「うるま市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました市民並びに各地域別協議会をはじめ、熱心にご審議、ご検討をいただきましたうるま市都市計画審議会の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成22年3月

うるま市長 島袋俊夫



# 目次

I. 都市計画マスタープランの目的	1
1. 計画の目的	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の体系	3
4. 計画の対象範囲	4
5. 計画の目標期間	4
II. うるま市の現況と課題	5
1. 市街化の状況	6
2. 道路・交通網の整備状況	12
3. 都市施設の整備状況	12
4. 水と緑の現況	18
5. 景観	20
6. 都市計画に関連した社会潮流	22
7. 都市づくりの課題	27
III. 都市づくりの将来都市像と基本目標	31
1. うるま市の将来都市像	32
2. 都市づくりの基本目標	32
3. 将来フレーム	33
4. 将来都市構造	34
IV. 分野別方針	37
1. 土地利用方針	38
2. 道路・交通網の整備方針	45
3. 都市施設の整備方針	49
4. 安全・安心まちづくり方針	53
5. 水と緑の整備方針	57
6. 都市景観づくりの方針	61
V. 地域別方針	65
1. 地域別方針の概要	66
2. 具志川地域	68
3. 石川地域	83
4. 勝連地域	92
5. 与那城地域	107
VI. 都市計画マスタープランの実現に向けて	121
1. 本計画に基づく規制・誘導及び事業の推進	122
2. 協働のまちづくりのための推進体制の充実	123
参考資料	125
1. 用語集	126
2. 参考資料一覧	133
3. 委員会設置規程	135



## 1. 都市計画マスタープランの目的

## 1. 計画の目的

本市は、平成17年4月に具志川市・石川市・勝連町・与那城町の4市町が合併して誕生しました。4市町ではそれぞれ都市計画マスタープランが策定され、計画的なまちづくりが進められてきましたが、合併後に市域が拡大したことを受け、合併後の市全域から見た視点でのまちづくりを進めていく必要に迫られています。市では今後も人口が増加することが予測され、また、沖縄科学技術大学院大学の開学や中城湾港新港地区の整備なども予定されていることから、住宅や都市基盤整備への需要が高まり、長期的なまちづくりの視点から周辺との調整を図っていくことが求められます。

本市都市計画マスタープランは、広域都市計画との整合・調整を図るとともに、広域都市圏域の中での本市の地域性を重視しつつ、個性ある都市づくりが求められます。

さらに、4市町がそれぞれ持つ特色のある自然や資源などの調和を図り、行政と地域住民が4市町のまちづくりの経緯を踏まえつつ、本市としての新たな将来ビジョンを持ってまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

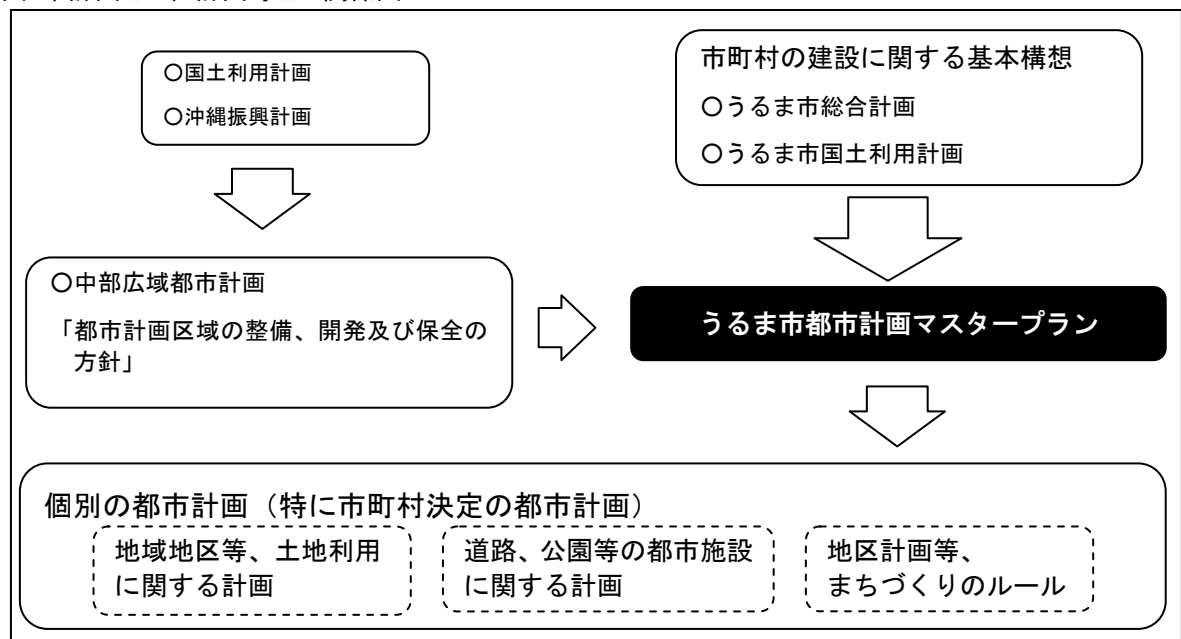
こうした現状を踏まえ、都市整備の課題を解決するため、市総合計画で示した空間形成に関するより細かな方針を明らかにし、市民、行政、事業者等の協働によるまちづくりの推進に向けた基本的な方針を定めることを目的としています。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づいた、本市の都市計画に関する基本的な方針となるものです。

本計画は、上位計画である「うるま市総合計画」に即するとともに、個別の都市計画に関わる計画・事業の根拠となります。

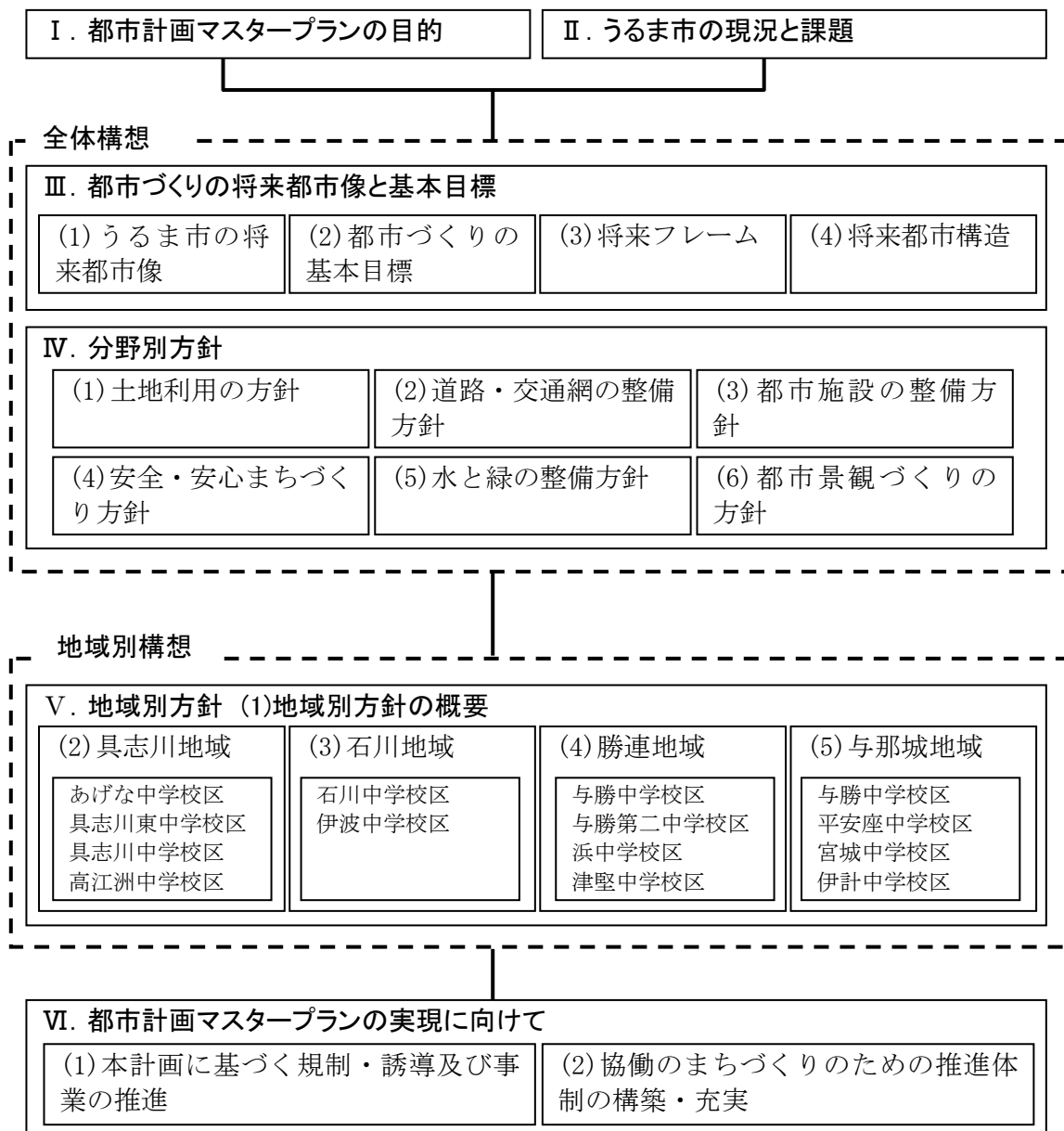
図：本計画と上位計画等との関係図





### 3. 計画の体系

本計画は以下の体系で構成します。



## 4. 計画の対象範囲

本計画は本市の市全域を対象とします。

ただし、返還合意がされていない駐留軍用地については、具体的な返還の動きが見えるまでは全体構想の中で対応することとします。

## 5. 計画の目標期間

都市計画マスタープランが、中長期を見据えた都市計画の目標を定めるという性格から、本計画の目標期間は平成22年を初年度とし概ね20年間とします。

うるま市都市計画マスタープランは、市町村合併により新たに誕生した本市のまちづくりの方向性を示す重要な計画ですが、変化の激しい社会経済動向や合併によるまちづくりの影響など多くの不確定要素もあり、上位計画である「うるま市総合計画」や「うるま市国土利用計画」、「中部広域都市計画区域マスタープラン」の見直し等に伴った、本計画の見直しも行います。